

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成22年6月21日提出
【発行者名】	キャピタル アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 内堀 徹
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋三丁目12番2号
【事務連絡者氏名】	泉 賢治
【電話番号】	03-5205-0700
【届出の対象とした募集内国 投資信託受益証券に係る ファンドの名称】	南アフリカ株ファンド
【届出の対象とした募集内国 投資信託受益証券の金額】	(1) 当初申込期間（平成22年7月7日から平成22年7月28日まで） 100億円を上限とします。 (2) 継続申込期間（平成22年7月29日から平成23年10月7日まで） 500億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

南アフリカ株ファンド（以下「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。）

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドの受益権は契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）です。格付は取得していません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当ファンドの委託者であるキャピタル アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」ということがあります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

当初申込期間 100億円を上限とします。

継続申込期間 500億円を上限とします。

なお、上記金額には、申込手数料（当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を含みます。以下同じ。）は含まれていません。

### (4)【発行（売出）価格】

当初申込期間 1口当たり1円とします。

継続申込期間 取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

「基準価額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口単位に換算した価額で表示することがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

### (5)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間は1口当たり1円）に対し3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

（注）販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

「自動継続投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の申込手数料はかかりません。なお、「分配金受取りコース」「自動継続投資コース」については、後記「(12) その他」をご参照下さい。

### (6)【申込単位】

申込単位は、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳細については販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

**(7) 【申込期間】**

当初申込期間 平成22年7月7日から平成22年7月28日まで

継続申込期間 平成22年7月29日から平成23年10月7日まで

ただし、継続申込期間中であっても南アフリカの銀行または証券取引所の休業日およびニューヨークの銀行の休業日に該当する日には、原則として、取得のお申込みの受付はできません。

（継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。）

**(8) 【申込取扱場所】**

原則として、販売会社の本・支店、営業所等において申込の取扱いを行います。ただし、販売会社によっては一部の店舗で申込の取扱いを行わない場合があります。

申込取扱場所の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

**(9) 【払込期日】**

当初申込期間

受益権の取得申込者は、当初申込期間中に、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に係る消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとしします。

販売会社は、当初申込期間中における取得申込金額の総額を、当初設定日（平成22年7月29日）に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込みます。

継続申込期間

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。）までに、取得申込代金を販売会社において支払うものとしします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込みます。

**(10) 【払込取扱場所】**

受益権の取得申込者は、取得申込代金を申込取扱場所において支払うものとしします。申込取扱場所については、上記「(8) 申込取扱場所」をご参照下さい。

**(11) 【振替機関に関する事項】**

当ファンドの受益権に係る振替機関は、次の通りです。

株式会社証券保管振替機構

**(12) 【その他】**

受益権の取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとしします。

販売会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得および換金の申込み（当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

販売会社の営業日であっても、南アフリカの銀行または証券取引所の休業日およびニューヨークの銀行の休業日に該当する日には、原則として、お申込みができません。

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および同法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

当ファンドには、収益分配金から税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「自動継続投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」があります。取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名

は、販売会社により異なる場合があります。

「自動継続投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める累積投資約款にしたがい累積投資契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします（以下同じ。）。

取得申込金額に利息は付きません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（ご参考）

投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）とは

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

振替制度では

- ・原則として受益証券を保有することはできません。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

照会先：キャピタル アセットマネジメント株式会社

- ・ホームページアドレス：<http://www.capital-am.co.jp/>
- ・電話03-5205-0700（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

信託約款の定めにより、当ファンドの当初信託金の限度額は100億円、追加信託金の上限額は500億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、次の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型		不動産投信
	内外	その他資産（ ）
		資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	あり
一般	年2回	（日本を含む）	
大型株	年4回	日本	なし
中小型株	年6回	北米	
債券	（隔月）	欧州	
一般	年12回	アジア	
公債	（毎月）	オセアニア	
社債	日々	中南米	
その他債券	その他	アフリカ	
クレジット	（ ）	中近東	
属性（ ）		（中東）	
不動産投信		エマージング	
その他資産（ ）			
資産複合（ ）			

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または信託約款において、海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

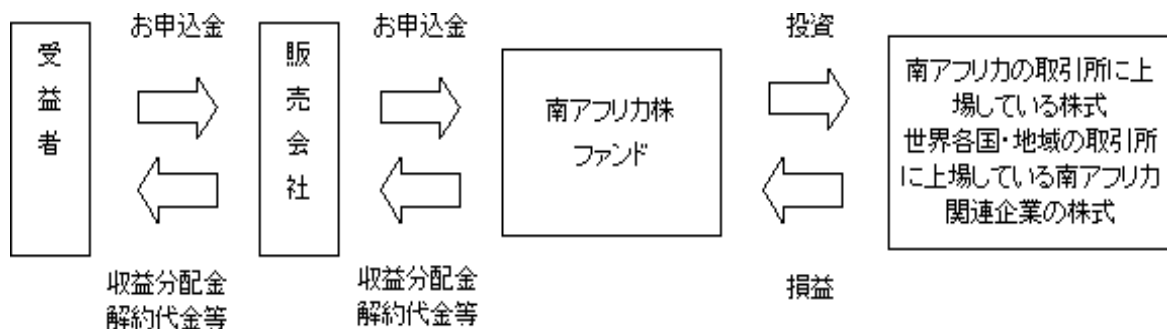
## 属性区分の定義

投資対象資産	株式 一般	目論見書または信託約款において、大型株・小型株に投資する旨の記載がないものをいいます。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	アフリカ	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
為替ヘッジ	なし	目論見書または信託約款において、為替ヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替ヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

## &lt; ファンドの特色 &gt;

「南アフリカ株ファンド」は、南アフリカの取引所に上場している株式、ならびに世界各国・地域の取引所に上場している南アフリカ関連企業の株式に実質的な投資を行います。



年1回（原則として毎年7月7日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、収益の分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。初回決算日は平成23年7月7日になります。

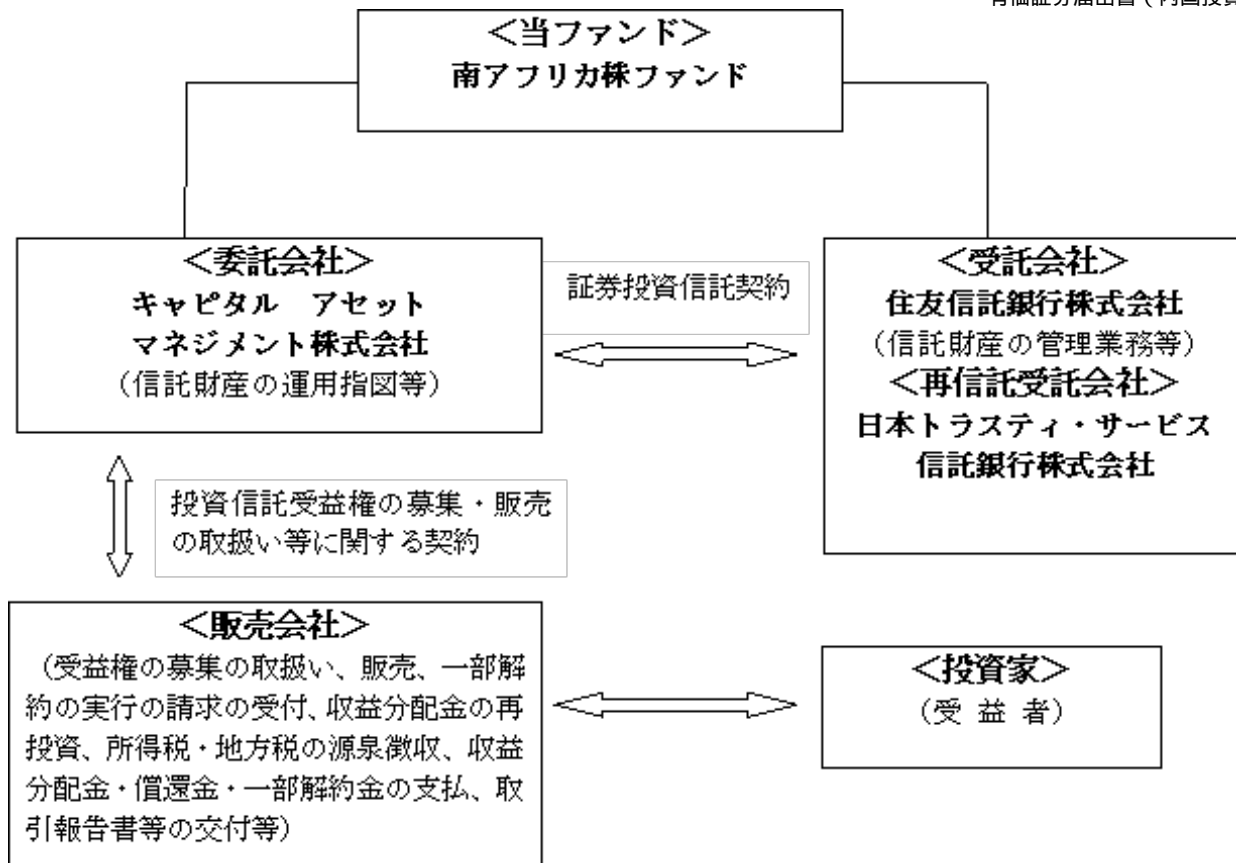
留保益の運用については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

- ・ 上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- ・ 分配金の金額は、あらかじめ一定の分配を確約するものではなく、分配金が支払われない場合もあります。

原則として為替ヘッジは行いません。

## (2) 【ファンドの仕組み】

## ファンドの仕組み



#### 委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

##### イ．キャピタル アセットマネジメント株式会社（「委託会社」）

当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

##### ロ．住友信託銀行株式会社（「受託会社」）

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

委託会社との間で証券投資信託契約を締結し、これに基づき、当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、委託会社の指図に基づく信託財産の処分等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

##### ハ．「販売会社」

委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金および一部解約金の支払い等を行います。

#### 委託会社の概況

##### イ．資本金の額（平成22年5月31日現在）

資本金 280百万円

発行済株式の総数 10,305株（内普通株式8,705株）

##### ロ．委託会社の沿革

平成16年1月 ヒューミント投資顧問株式会社設立

平成16年2月 投資顧問業登録 関東財務局長 第1198号

平成16年6月 投資一任業務認可 内閣総理大臣 第41号

平成19年3月 投資信託委託業認可 内閣総理大臣 第72号

平成19年9月 金融商品取引業者登録 関東財務局長（金商）第383号

平成20年6月 総合不動産投資顧問業登録 国土交通大臣 総合-第101号

平成21年10月 キャピタル・パートナーズ アセットマネジメント株式会社に

## 商号変更

平成22年3月 キャピタル アセットマネジメント株式会社に商号変更

## 八．大株主の状況（平成22年5月31日現在）

発行済株式の総数 (a) および資本金	10,305株（内普通株式8,705株） 280百万円		
氏名、商号または名称	住所	保有株式数 (b) (普通株式)	比率 ( b/a )
キャピタル・パートナーズ 証券株式会社	東京都中央区日本橋三丁目 12番2号	7,215株	82.9%

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

## 主要投資対象

南アフリカの取引所に上場している株式を主要投資対象とします。

## 投資態度

- イ．主として南アフリカの取引所に上場している株式、ならびに世界各国・地域の取引所に上場している南アフリカ関連企業の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- ロ．銘柄選定にあたっては、企業収益の成長性や財務健全性などを勘案して厳選します。
- ハ．外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんが、機動的に市場変動に対応することがあります。
- ニ．信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引およびオプション取引、金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ホ．信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ヘ．信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことができます。
- ト．資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## (2)【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
    - イ．有価証券
    - ロ．デリバティブ取引に係る権利
    - ハ．約束手形
    - ニ．金銭債権
  - 2．特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
    - イ．為替手形
- 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
- 1．株券または新株引受権証書
  - 2．国債証券



3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

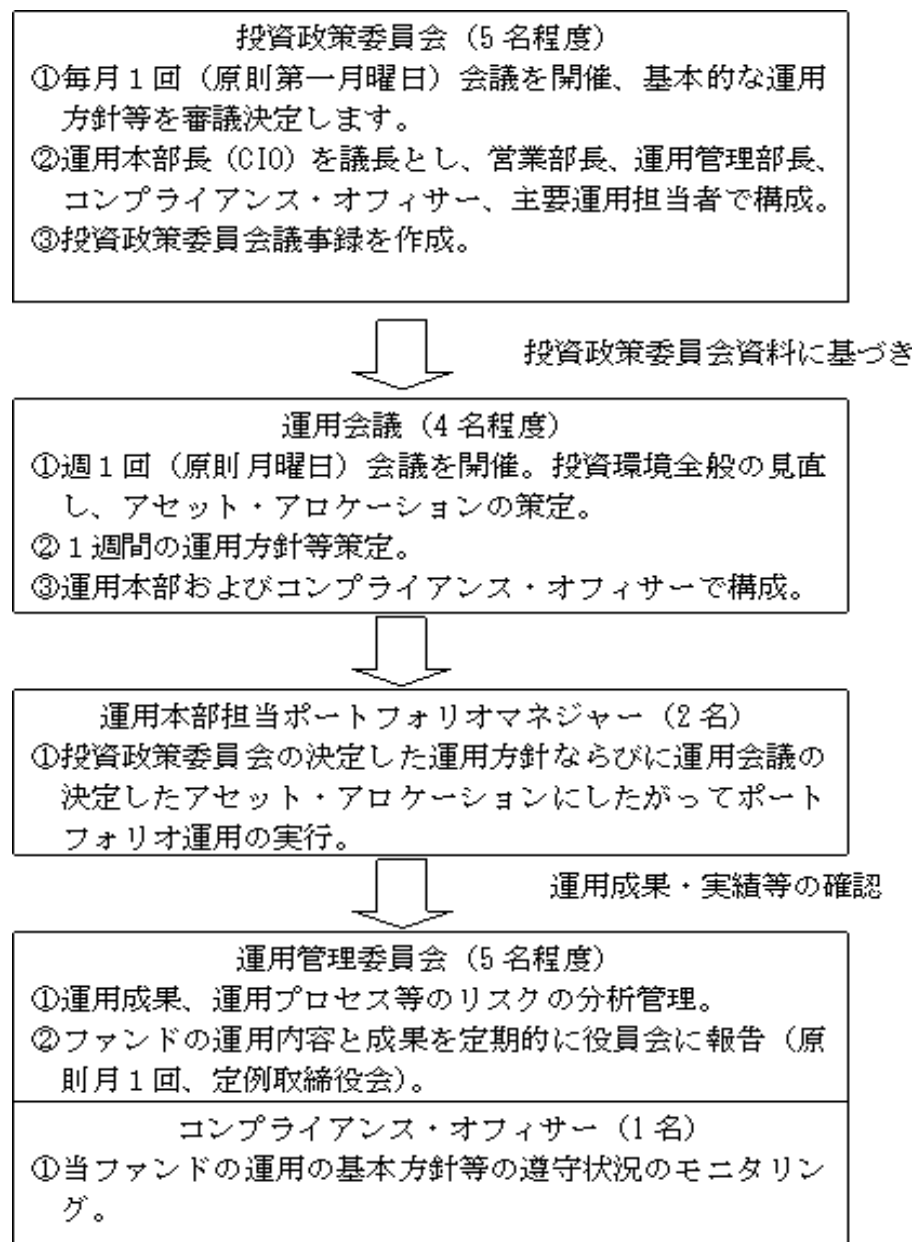
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

### (3) 【運用体制】

#### 運用体制

ファンドの運用体制は、以下の通りとなっています。

当ファンドの運用に係る意思決定については、委託会社の投資政策委員会が基本的な運用方針および収益分配方針等を決定する体制としております。



#### 内部管理体制

当ファンドの基本方針に則した適正な運営を行うべく、オペレーション部門による業務管理、内部監査室による業務監査およびコンプライアンス部門によるモニタリングを行い、適正性の確保に努める体制としております。また、当ファンドの運用状況および運用成果等については、運用管理本部が主催し、運用本部およびコンプライアンス部門を含む関連各部門を構成メンバーとする運用管理委員会でレビューを実施する体制としております。なお、委託会社では、信託財産の適正な運用および受益者と利益相反となる取引の防止を目的として、社内規程（業務方法書、業務運営規程、運用に係る社内規則、業務執行に係る社内規程、運用担当者服務規程等）を設けております。

#### 関係法人に関する管理体制

受託会社：業務の遂行能力、コスト等を勘案して受託会社の選定を行います。また、投資信託に係る受託会社の内部統制報告書を定期的に入手し、説明・報告を受けます。投資信託財産

の日々の指図の実行、定期的な資産残高照合等を通じ業務が適正に遂行されているかの確認を行います。

（注）運用体制は平成22年5月末現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

#### （４）【分配方針】

年１回（原則として毎年7月7日、ただし、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。

留保益の運用については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

#### （５）【投資制限】

##### < 信託約款による投資制限 >

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、および会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

有価証券先物取引等は、約款第23条の範囲内で行います。

スワップ取引は、約款第24条の範囲内で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第25条の範囲内で行います。

##### 資金の借入れ

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ．借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

##### < 法令により禁止または制限される取引等 >

同一法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用を行う全ての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなる場合において、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することはできません。

デリバティブ取引に係る投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

### 3【投資リスク】

当ファンドは、南アフリカの取引所に上場している株式、ならびに世界各国・地域の取引所に上場している南アフリカ関連企業の株式など値動きのある有価証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益および損失は、すべて投資家の皆様に帰属することになります。当ファンドの基準価額は、主に以下のリスク要因により、変動することが想定されます。

基準価額の主な変動要因については、次の通りです。

#### 株式の価格変動リスク

当ファンドは、主に海外の株式に投資しますので、当ファンドの基準価額は、株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

#### 為替変動リスク

当ファンドは、主に外貨建ての株式に投資します（ただし、これに限定されるものではありません）。投資している通貨が円に対して強く（円安に）なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。したがって、投資している通貨が対円で下落した場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

#### カントリーリスク

海外の株式に投資する場合には、投資対象国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因により、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

#### 信用リスク

株式を発行する企業が、経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想された場合、当該企業の株式等の価値は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

#### 流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に株式を売買できないことがあります。このような場合には、効率的な運用が妨げられ、当該株式の価格の下落により、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

#### 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって、保有有価証券を市場実勢と乖

離れた価格で売却せざるをえないこともあり、基準価額が大きく下落することがあります。

#### 資金移動に係るリスク

当ファンドの主要投資対象国である南アフリカ政府当局が資金移動の規制政策等を導入した場合、一部解約、償還等の支払資金の国内への回金が滞ることがあります。

#### (2) 買付、換金が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付・ご換金に制限を設けることがあります。

取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お買付の申込みの受付を中止することができるほか、すでに受付けたものを取り消すことができます。

取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付を中止することがあります。ご換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取り扱います。

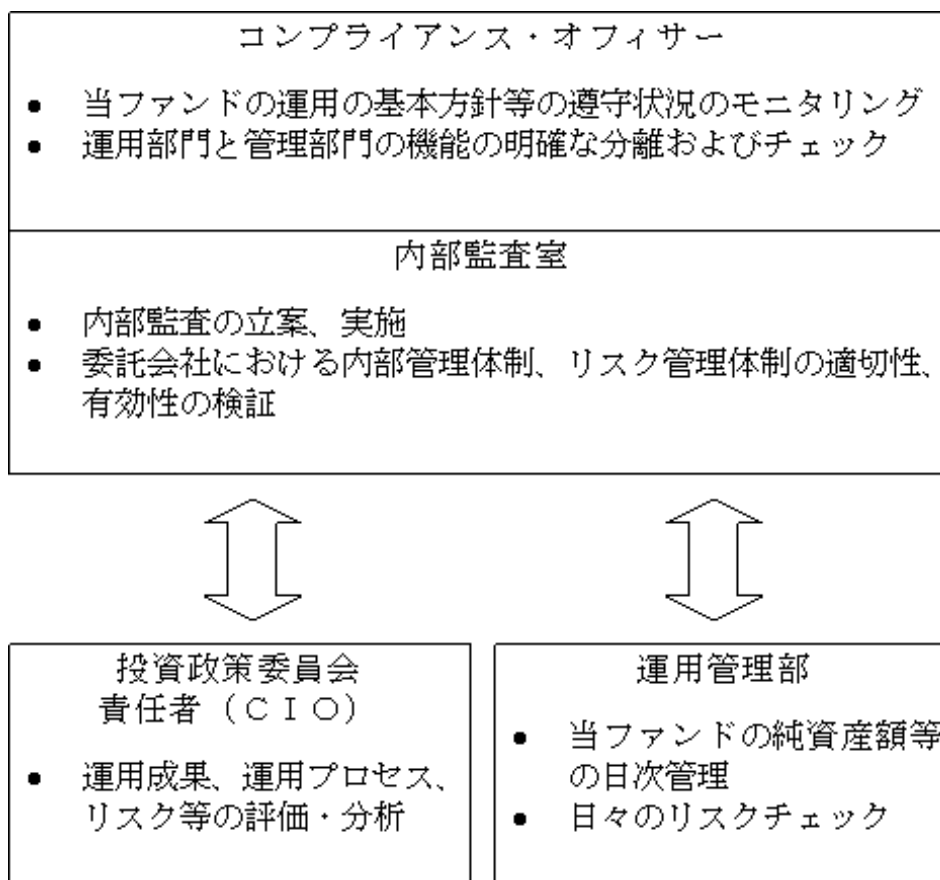
#### その他の留意点

当ファンドは、受益権口数が1億口を下回ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。

#### (3) リスク管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は以下の通りです。

リスク管理体制について



#### 担当部署等の概要

##### コンプライアンス・オフィサー

- 法令および諸規則の遵守状況・運用業務等の適正な執行の管理を行います。

- ・ 違反等の是正・改善および未然防止のための助言、チェック、取締役会への報告を行います。
- ・ 資産運用は、運用本部による内部管理のほか、コンプライアンス・オフィサーが顧客投資ガイドラインの遵守等、運用本部から独立した立場で以下の項目をチェックします。
  - ・ 運用ガイドラインのモニター
  - ・ 取引の妥当性のチェック
  - ・ 利益相反取引のチェック

#### 内部監査室

- ・ 内部監査室は、内部監査の立案、実施等を行い、委託会社における内部管理体制、リスク管理体制の適切性、有効性の検証を行います。

（注）投資リスクに対する管理体制は平成22年5月末現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

## 4【手数料等及び税金】

### （1）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間は1口当たり1円）に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

（注）販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

「分配金受取りコース」を選択した受益者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×取得申込の口数）に申込手数料を加算した金額を申込代金として申込みの販売会社に支払うものとします。

「自動継続投資コース」を選択した受益者は、申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします（申込手数料は申込代金から差し引かれます。）。

「自動継続投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。

### （2）【換金（解約）手数料】

換金（解約）に係る手数料は、徴収しません。

ただし、換金（解約）時に、ご換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額（当ファンドでは換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）をいい、信託財産に繰り入れられます。

### （3）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

信託財産の純資産総額 × 年率1.533%（税抜 1.46%）

信託報酬の配分は、次の通りとなります。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.630% （税抜 0.60%）	年率0.840% （税抜 0.80%）	年率0.063% （税抜 0.06%）

上記の信託報酬額（年率1.533%）は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する

代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社に対する信託報酬は、ファンドから受託会社に対して支払われます。

#### (4) 【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行った場合、当該借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

投資信託財産に関する法定開示のための監査費用は、受益者の負担とし、当該費用に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額とともに投資信託財産中から支弁します。

前各項の諸経費の他、以下に定める費用は受益者の負担とし、当該費用に係る消費税等に相当する額とともに投資信託財産中から支弁します。

1. 法律顧問に対する報酬および費用
2. 法定目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
3. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成および提出に係る費用
4. 投資信託約款及び運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
5. 公告および投資信託約款の変更および解約に関する書面の作成、印刷および交付に係る費用
6. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
7. 投資信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）

委託会社は前各項に定める費用の支払を投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。委託会社はこれらの費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、固定率または固定金額で投資信託財産から支弁を受けることができるものとします。但し、この固定率または固定金額は、投資信託財産の規模等を考慮して、期中に変更することができます。係る費用の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上し、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、および毎計算期末または信託終了のときに、当該費用に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額とともに投資信託財産中から支弁し、委託会社に支払います。

信託財産で有価証券の売買を行う際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

#### (5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、次のような取扱いとなります。

##### 個人受益者の場合

##### イ. 収益分配金に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます（原則として、確定申告は不要です。なお、確定申告により、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。）。
- ・ ただし、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの3年間に限り、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率による源泉徴収が行われます（原則として、確定申告は不要です。）。

##### ロ. 解約時および償還金に対する課税

- ・ 解約時および償還時の差益（譲渡益）は譲渡所得として、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要です。なお、「源泉徴収あり」の特定口座については、源泉徴収が行われます（原則として、確定申告は不要です。）。
- ・ ただし、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの3年間に限り、10%（所得税7%および

地方税3%)の軽減税率が適用されます。

解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能です。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせ下さい。

#### 法人受益者の場合

##### イ．収益分配金、解約金、償還金に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の差益（譲渡益）については、軽減税率が適用され、7%（所得税のみ）の税率による源泉徴収となります。

- ・ 源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

上記の7%（所得税のみ）の税率は、平成24年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率となります。

##### ロ．益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

#### 個別元本

- イ．各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が個別元本となります。

- ロ．受益者が同一ファンドを複数回お申し込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申し込みの場合などにより把握方式が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせ下さい。

#### 普通分配金と特別分配金

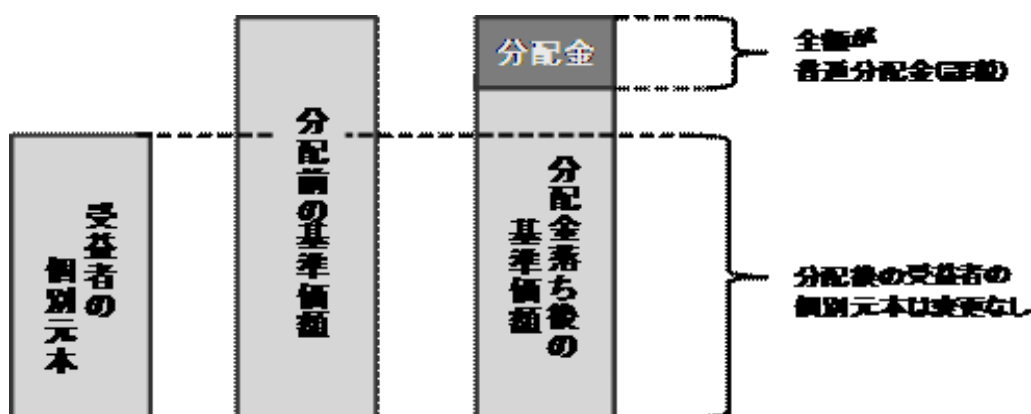
- イ．収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

##### ロ．受益者が収益分配金を受け取る際

- ・ 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ・ 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分との額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を控除した金額が普通分配金となります。
- ・ 収益分配金発生時に、その個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

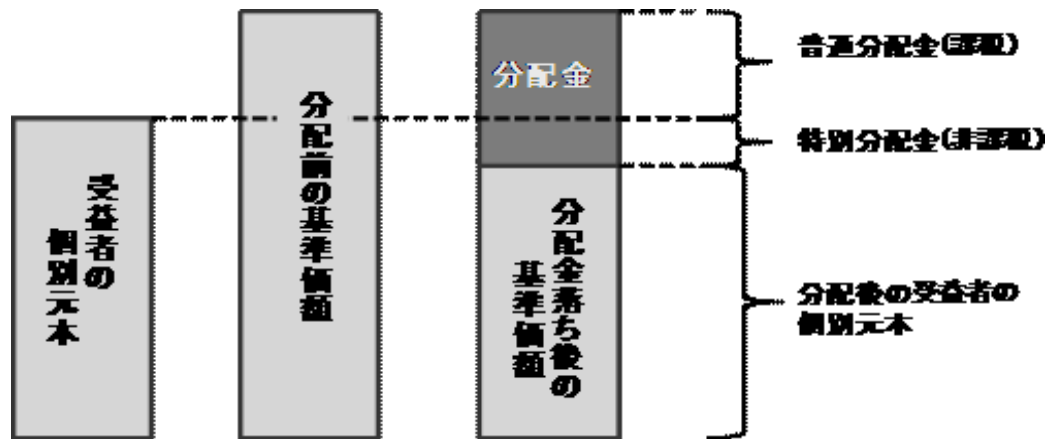
#### <分配金に関するイメージ図>

収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額か上回る場合





収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回る場合



税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

照会先：キャピタル アセットマネジメント株式会社

- ・ホームページアドレス：<http://www.capital-am.co.jp/>
- ・電話03-5205-0700（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

## 5【運用状況】

当ファンドは、平成22年7月29日から運用を開始する予定であり、平成22年6月21日現在、下記の各項目に記載すべき事項はありません。

### (1)【投資状況】

該当事項はありません。

### (2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### (3)【運用実績】

【純資産の推移】

該当事項はありません。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

該当事項はありません。

## 6【手続等の概要】

### (1) 申込(販売)手続等

当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「自動継続投資

コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」があります。

「自動継続投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める累積投資約款にしたがい累積投資契約を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

お買付価額(1口当たり)は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間中については1口当たり1円)です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等に相当する金額が課されます。なお、「自動継続投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

継続申込期間においては、販売会社の各営業日の午後3時までに受け付けた取得の申込み(当該申込みに係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを)、当日の受付分として取り扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取り扱いとなります。ただし、販売会社の営業日であっても、南アフリカの銀行または証券取引所の休業日およびニューヨークの銀行の休業日に該当する日には、原則として、お申込みができません。

取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、取得申込みの受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込みを取消することができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

## (2) 換金(解約)手続等

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金することができます。

販売会社の各営業日の午後3時までに受け付けた換金の申込み(当該申込みに係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを)、当日の受付分として取り扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取り扱いとなります。ただし、販売会社の営業日であっても、南アフリカの銀行または証券取引所の休業日およびニューヨークの銀行の休業日に該当する日には、原則として、お申込みができません。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限があります。

### 一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社の一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行を請求するときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。

(略称:南アフリカ株)また、委託会社のホームページでもご覧になれます。

照会先:キャピタル アセットマネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.capital-am.co.jp/>

・電話番号 03-5205-0700(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

1口当たりの手取り額は、個人の場合は解約価額から所得税および地方税を、法人の場合は所得税のみを差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。この場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できません。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、当該計算日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して8営業日目から受益者に支払います。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の末消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

#### 買取り

受益者が買取り請求をするときは、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

販売会社は、受益者の請求があるときは、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、その振替受益権を買取ります。

振替受益権の買取り価額は、買取りの申込みを受けた日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者に係る源泉徴収額に相当する金額を控除した額とします（当該課税対象者に係る源泉徴収は、免除されることがあります。）。

受益者は、買取り価額を、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社は取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて、振替受益権の買取りを中止することができます。振替受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行った当日の買取り請求を撤回することができます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の買取り価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りの申込みを受けたものとして、上記に準じて計算された価額とします。

## 7【管理及び運営の概要】

### 1 資産管理等の概要

#### (1) 資産の評価

##### 基準価額の計算方法等

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権1口当たりの純資産額が基準価額です。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。（略称：南アフリカ株）また、後記照会先のホームページでもご覧になれます。

主な運用対象資産の評価基準および評価方法

#### イ. 株式

原則として、基準価額計算日における証券取引所の終値（外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日の終値）で評価します。

## ロ. 外貨建資産

原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。

### (2) 保管

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

### (3) 信託期間

信託契約締結日から平成32年7月7日までとします。

ただし、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が1億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、委託会社は受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

### (4) 計算期間

この信託の計算期間は、原則として毎年7月8日から翌年7月7日までとします。ただし、第1計算期間は、平成22年7月29日から平成23年7月7日までとします。

前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

### (5) その他

#### 信託の終了

イ. 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が1億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ロ. 委託会社は、上記イ. にしたがって信託を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し書面をもって、これらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

ハ. 上記ロ. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産に、この信託の受益権が帰属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は、書面決議について賛成するものとみなします。

ニ. 上記ロ. の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

ホ. 上記ロ. からニ. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により、同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記ロ. からニ. までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが、困難な場合には適用しません。

#### 信託約款の変更等

イ. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更すること、またはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併

合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は、本イ．からト．に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ロ．委託会社は、上記イ．の事項(上記イ．の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ハ．上記ロ．の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産に、この信託の受益権が帰属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。)は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は、書面決議について賛成するものとみなします。
- ニ．上記ロ．の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ホ．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対して、その効力を生じます。
- ヘ．上記ロ．からホ．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ト．上記イ．からヘ．までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において、当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### 関係法人との契約の更改等

#### <投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書>

当初の契約の有効期限は、1年間とします。ただし、期間満了3カ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも、何らかの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を3カ月前になすことにより当該契約を解除することができます。

#### 運用報告書

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき、当該信託財産の計算期間の末日ごとおよび信託終了時に運用報告書を作成し、知れている受益者に対して販売会社を通じて交付します。

#### 信託契約に関する監督官庁の命令

- イ．委託会社は、監督官庁によりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ロ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

#### 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- イ．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ロ．上記イ．の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、上記ロ．の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

#### 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- イ．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ロ．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- イ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託

会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、本イ．によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

ロ．委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、後記照会先のホームページに掲載します。なお、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載します。

#### 信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めま

#### 再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

## 2 受益者の権利等

### 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。

「自動継続投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

### 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。償還金は、原則として信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日））から起算して、5営業日目までに、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始します。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行います。受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

### 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して8営業日目から受益者に支払われます。

### 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合には、書面決議において、当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益

権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求の手續に関する事項は、前記の「1 資産管理等の概要 (5) その他 信託の終了 口。」または「1 資産管理等の概要 (5) その他 信託約款の変更等 口。」に規定する書面に付記します。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

照会先：キャピタル アセットマネジメント株式会社

- ・ホームページアドレス：<http://www.capital-am.co.jp/>
- ・電話03-5205-0700（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

## 第2【財務ハイライト情報】

当ファンドは、平成22年7月29日から運用を開始する予定であり、平成22年6月21日現在、下記の各項目に記載すべき事項はありません。

### 1【貸借対照表】

該当事項はありません。

### 2【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

## 第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

### 1. 名義書換

該当事項はありません。

### 2. 受益者名簿について

作成しません。

### 3. 受益者集会

受益者集会は開催しません。したがってその議決権は存在しません。

### 4. 受益者に対する特典

該当事項はありません。

### 5. 内国投資信託受益権の譲渡制限の内容

受益権の譲渡制限は設けておりません。ただし、受益権の譲渡の手續きおよび受益権の譲渡の対抗要件は、以下によるものとします。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき、またはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### 6. 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### 7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

#### 8. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

### 第4【ファンドの詳細情報の項目】

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」記載の項目は以下の通りです。

#### 第1 ファンドの沿革

##### 第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

##### 第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
  - (1) 資産の評価
  - (2) 保管
  - (3) 信託期間
  - (4) 計算期間
  - (5) その他
- 2 受益者の権利等

##### 第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
  - (1) 貸借対照表
  - (2) 損益及び剰余金計算書
  - (3) 注記表
  - (4) 附属明細表
- 2 ファンドの現況

##### 純資産額計算書

資産総額

負債総額

純資産総額（ - ）

発行済数量

1 単位当たり純資産額（ / ）

##### 第5 設定及び解約の実績



## 第三部【ファンドの詳細情報】

### 第1【ファンドの沿革】

平成22年7月29日 信託契約締結、当初設定、運用開始予定

### 第2【手続等】

#### 1【申込（販売）手続等】

当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「自動継続投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」があります。

「自動継続投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める累積投資約款にしたがい累積投資契約を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

お買付価額（1口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間については1口当たり1円）です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等に相当する金額が課されます。なお、「自動継続投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

継続申込期間においては、販売会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みに係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。ただし、販売会社の営業日であっても、南アフリカの銀行または証券取引所の休業日およびニューヨークの銀行の休業日に該当する日には、原則として、お申込みができません。

取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込みを取消することができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関にへ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### 2【換金（解約）手続等】

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金することができます。

販売会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みに係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。ただし、販売会社の営業日であっても、南アフリカの銀行または証券取引所の休業日およびニューヨークの銀行の休業日に該当する日には、原則として、お申込みができません。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限があります。

## 一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。（略称：南アフリカ株）また、委託会社のホームページでもご覧になれます。

照会先：キャピタル アセットマネジメント株式会社

・ ホームページアドレス <http://www.capital-am.co.jp/>

・ 電話番号 03-5205-0700（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

1口当たりの手取り額は、個人の場合は解約価額から所得税および地方税を、法人の場合は所得税のみを差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。この場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できません。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、当該計算日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して8営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

## 買取り

受益者が買取請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

販売会社は、受益者の請求があるときは、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、その振替受益権を買取ります。

振替受益権の買取価額は、買取りの申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者に係る源泉徴収額に相当する金額を控除した額とします（当該課税対象者に係る源泉徴収は、免除されることがあります。）。

受益者は、買取価額を、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて、振替受益権の買取りを中止することができます。振替受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回することができます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りの申込みを受付けたものとして、上記に準じて計算された価額とします。

### 第3【管理及び運営】

#### 1【資産管理等の概要】

##### (1)【資産の評価】

###### 基準価額の計算方法等

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権1口当たりの純資産額が基準価額です。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。（略称：南アフリカ株）また、後記照会先のホームページでもご覧になれます。

主な運用対象資産の評価基準および評価方法

###### イ.株式

原則として、基準価額計算日における証券取引所の終値（外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日の終値）で評価します。

###### ロ.外貨建資産

原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。

##### (2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

##### (3)【信託期間】

信託契約締結日から平成32年7月7日までとします。

ただし、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が1億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、委託会社は受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

##### (4)【計算期間】

この信託の計算期間は、原則として毎年7月8日から翌年7月7日までとします。ただし、第1計算期間は、平成22年7月29日から平成23年7月7日までとします。

前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

##### (5)【その他】

###### 信託の終了

イ.委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が1億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ロ.委託会社は、上記イ.にしたがい信託を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れ

ている受益者に対し書面をもって、これらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ハ．上記ロ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産に、この信託の受益権が帰属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は、書面決議について賛成するものとみなします。
- ニ．上記ロ．の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ホ．上記ロ．からニ．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により、同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記ロ．からニ．までに規定するこの信託契約の解約の手續を行うことが、困難な場合には適用しません。

#### 信託約款の変更等

- イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更すること、またはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は、本イ．からト．に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- ロ．委託会社は、上記イ．の事項（上記イ．の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ハ．上記ロ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産に、この信託の受益権が帰属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は、書面決議について賛成するものとみなします。
- ニ．上記ロ．の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ホ．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対して、その効力を生じます。
- ヘ．上記ロ．からホ．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ト．上記イ．からヘ．の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において、当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### 関係法人との契約の更改等

##### < 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書 >

当初の契約の有効期間は、1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも、何らかの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を3ヵ月前になすことにより当該契約を解除することができます。

#### 運用報告書

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき、当該信託財産の計算期間の末日ごとおよび信託終了時に運用報告書を作成し、知れている受益者に対して販売会社を通じて交付します。

#### 信託契約に関する監督官庁の命令

イ．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記 の規定にしたがいます。

#### 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

イ．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ．上記イ．の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、上記 ロ．の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

#### 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

イ．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

ロ．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

イ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記 の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、本イ．によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

ロ．委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、後記照会先のアドレスに掲載します。なお、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載します。

#### 信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めま

す。

#### 再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

## 2【受益者の権利等】

### 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。

「自動継続投資コース」をお申込の場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

### 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。償還金は、原則として信託終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償

還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日) ) から起算して、5営業日目までに、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始します。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行います。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

#### 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して8営業日目から受益者に支払われます。

#### 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合には、書面決議において、当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求の手続に関する事項は、前記の「1 資産管理等の概要 (5) その他 信託の終了 口。」または「1 資産管理等の概要 (5) その他 信託約款の変更等 口。」に規定する書面に付記します。

#### 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

照会先：キャピタル アセットマネジメント株式会社

・ホームページアドレス：<http://www.capital-am.co.jp/>

・電話03-5205-0700（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

## 第4【ファンドの経理状況】

当ファンドは、平成22年7月29日から運用を開始する予定であり、平成22年6月21日現在、下記の各項目に記載すべき事項はありません。

### 1【財務諸表】

#### (1)【貸借対照表】

該当事項はありません。

#### (2)【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

#### (3)【注記表】

該当事項はありません。

#### (4)【附属明細表】

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

該当事項はありません。

第5【設定及び解約の実績】  
該当事項はありません。

## 第四部【特別情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】（平成22年5月31日現在）

##### （1）資本金等

資本金の額

280百万円

会社が発行する株式総数

40,000株

発行済株式総数

10,305株

（優先株式 1,600株）

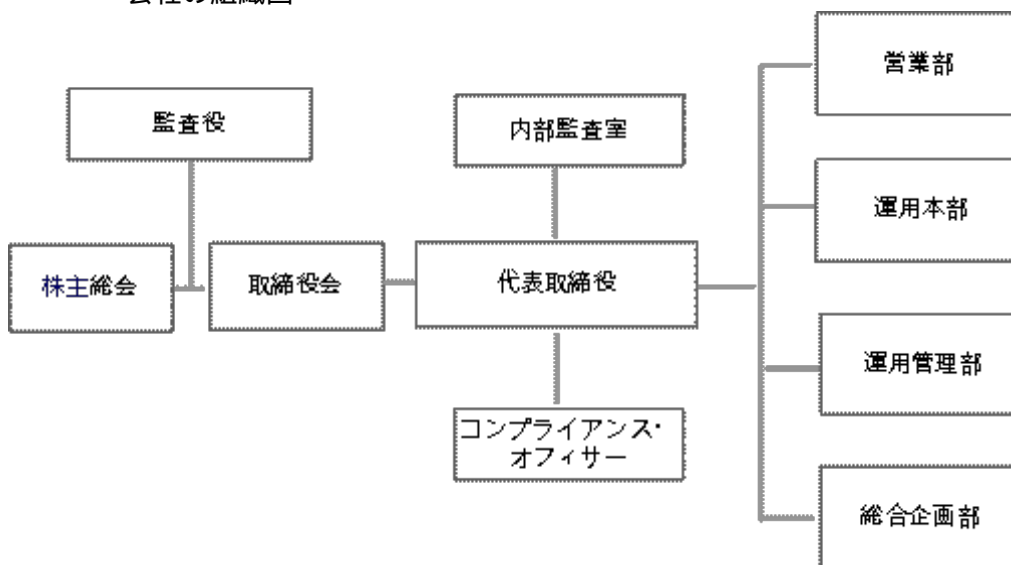
（普通株式 8,705株）

過去5年間における資本金の増減

年月日	増資額	増資後資本金
平成16年 1月26日	1,000万円	1,000万円（設立資本金）
平成16年 4月 1日	8,000万円	9,000万円
平成16年 6月29日	163万円	9,163万円
平成18年 1月25日	3,337.1万円	12,500.1万円
平成20年 3月28日	5,499.9万円	18,000万円
平成21年 7月23日	5,000万円	23,000万円
平成22年 2月28日	5,000万円	28,000万円

##### （2）委託会社の機構

会社の組織図



（注）上記組織は、平成22年5月末現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

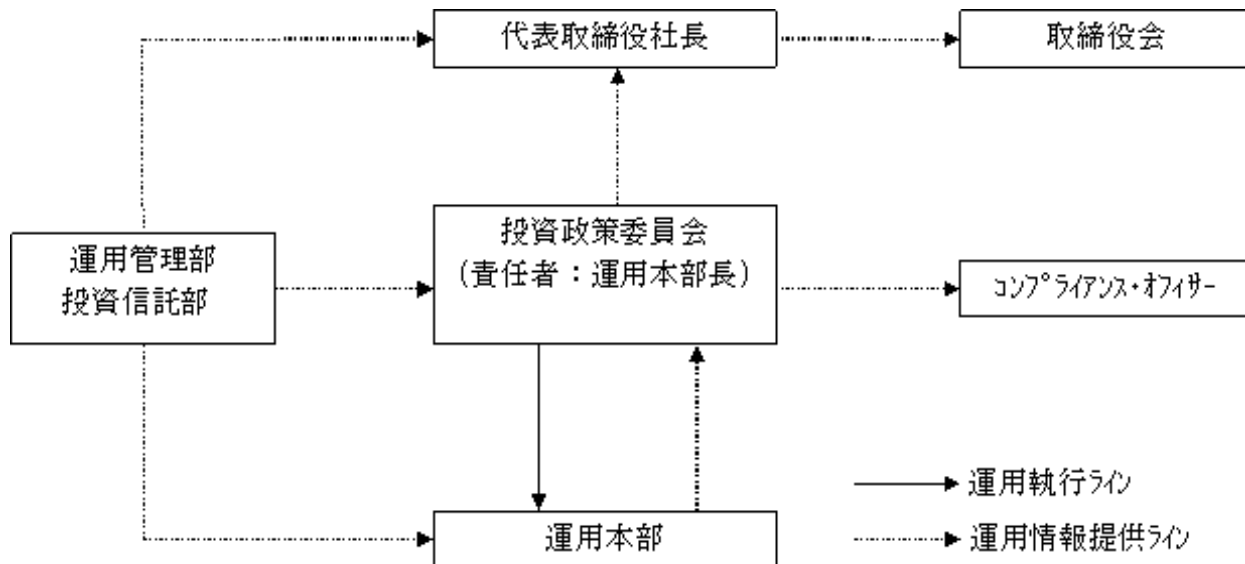
#### 会社の意思決定機構

委託会社の取締役は3名以上15名以内、監査役は3名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任は議決権を行使することができる株主の議決権総数の3分の1以上を有する株主が出席し、



その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、就任後2年以内、監査役は、就任後4年以内のそれぞれ最後の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、任期満了前に退任した取締役および監査役の補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とします。委託会社の業務の重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長を選任し、必要に応じて、会長、副社長各1名を選任することができます。社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括します。取締役会の決議をもって、役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができます。

#### 投資信託の運用の流れ



（注）上記組織は、平成22年5月末現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社で、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っております。

平成22年5月末現在、委託会社の運用する証券投資信託は、以下の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	追加型	株式投資信託	3本	2,156百万円

（親投資信託を除く）

## 3【委託会社等の経理状況】

## 1. 財務諸表の作成方法について

委託会社の財務諸表は、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」（平成19年8月15日内閣府令第65号）附則第9条第2項第1号ただし書きにより、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）に基づいて作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、並びに、同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 2. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)及び第6期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)の財務諸表について、ピーエー東京監査法人の監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表について、ピーエー東京監査法人の中間監査を受けております。

## 3. 連結財務諸表について

委託会社は、第5期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）、第6期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び第7期中間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）において、子会社であるヒューミント・オーバーシーズ・リミテッドの所有目的が支配および投資目的ではなく、ファンドの資産管理を委託する目的で設立された資産管理会社であり、連結対象子会社に該当しないため、連結財務諸表を作成しておりません。なお、当該子会社については、「開示対象特別目的会社関係」において注記しております。

## 1 財務諸表

## (1)【貸借対照表】

区分	注記 番号	第5期 (平成20年3月31日現在)		第6期 (平成21年3月31日現在)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
1 現金及び預金		70,665		13,537	
2 立替金		-		1,652	
3 前払費用		891		456	
4 未収入金		46		11	
5 未収委託者報酬		2,247		442	
6 未収運用受託報酬		1,539		3,089	
7 預け金		-		10,201	
8 繰延税金資産		13,109		41,006	
流動資産合計		88,499	63.2	70,396	77.8
固定資産					

1 有形固定資産	1		2,465	1.7		1,246	1.3
(1) 器具備品		2,465			1,246		
2 無形固定資産			1,996	1.4		1,546	1.7
(1) 電話加入権		52			52		
(2) ソフトウェア		1,943			1,494		
3 投資その他の資産			43,650	31.1		15,000	16.5
(1) 投資有価証券		15,983			12,332		
(2) 敷金		1,607			1,607		
(3) 差入保証金		26,060			1,060		
固定資産合計			48,112	34.3		17,792	19.6
繰延資産							
1 入会金			3,400			2,200	
繰延資産合計			3,400	2.4		2,200	2.4
資産合計			140,011	100.0		90,389	100.0
(負債の部)							
流動負債							
1 預り金			452			14,026	
2 未払代行手数料			1,122			-	
3 未払収益分配金			-			258	
(1) 未払手数料		-			258		
4 未払費用			9,511			2,371	
5 未払配当金			1,088			1,088	
6 未払法人税等			571			512	
流動負債合計			12,746	9.1		18,257	20.1
負債合計			12,746	9.1		18,257	20.1
(純資産の部)							
株主資本							
1 資本金			180,000	128.5		180,000	199.1
2 資本剰余金			32,251	23.0		32,251	35.6
(1) 資本準備金		32,251			32,251		
3 利益剰余金			84,986	60.6		140,119	155.0
(1) その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		84,986			140,119		
株主資本合計			127,265	90.8		72,131	79.8
純資産合計			127,265	90.8		72,131	79.8
負債及び純資産合計			140,011	100.0		90,389	100.0

(注) 千円未満切捨て

## (2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	第5期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		第6期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
営業収益	1				

1 委託者報酬		19,948	43.6		45,042	77.0
2 運用受託報酬		20,750	45.4		13,416	22.9
3 投資助言報酬		5,000	10.9		-	
4 投資顧問料		-			-	
営業収益合計		45,699	100.0		58,458	100.0
営業費用						
1 支払手数料		9,898			22,294	
2 広告宣伝費		8,177			6,590	
3 調査費		9,135			5,927	
4 委託計算費		4,964			14,079	
5 営業雑経費		1,842			2,005	
（1）通信費	819			849		
（2）協会費	1,023			1,155		
営業費用合計		34,018	74.4		50,896	87.0
一般管理費						
1 給料		58,884			68,637	
（1）役員報酬	2 12,000			12,360		
（2）給料・手当	41,299			49,445		
（3）法定福利費	5,585			6,832		
2 旅費交通費		1,443			143	
3 租税公課		1,037			664	
4 不動産賃借料		3,374			3,656	
5 固定資産減価償却		1,269			1,669	
6 事務委託費		5,142			7,825	
7 その他一般管理費		5,751			3,085	
一般管理費合計		76,900	168.2		85,679	146.5
営業利益（または損失）		65,220	142.7		78,118	133.6
営業外収益						
1 有価証券利息		-			129	
2 受取利息		47			83	
3 雑収入		471			15	
営業外収益合計		518	1.1		229	0.3
営業外費用						
1 繰延資産償却		1,200			1,200	
営業外費用合計		1,200	2.6		1,200	2.0
経常利益（損失）		65,901	144.2		79,089	135.2
特別利益						
賞与引当金戻入		1,455			-	
特別利益合計		1,455	3.1		-	
特別損失						
投資有価証券売却損		14,493			-	
投資有価証券評価損		4,543			3,650	
特別損失合計		19,037	41.6		3,650	6.2
税引前当期純利益（損失）		83,483	182.6		82,739	141.5
法人税、住民税及び事業税		290	0.6		290	0.4
法人税等調整額		11,713	25.6		27,896	47.7
当期純利益（損失）		72,059	157.6		55,133	94.3

(注) 千円未満切捨て

## (3) 【株主資本等変動計算書】

	第5期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第6期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
区分	金額(千円)	金額(千円)
<b>株主資本</b>		
資本金		
前期末残高	125,001	180,000
事業年度中の変動額		
増資	54,999	-
事業年度中の変動額合計	54,999	-
当期末残高	180,000	180,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	31,250	32,251
事業年度中の変動額		
増資	1,001	-
事業年度中の変動額合計	1,001	-
当期末残高	32,251	32,251
資本剰余金合計		
前期末残高	31,250	32,251
事業年度中の変動額		
増資	1,001	-
事業年度中の変動額合計	1,001	-
当期末残高	32,251	32,251
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	12,926	84,986
事業年度中の変動額		
剰余金の配当	-	-
当期純損失( )	72,059	55,133
事業年度中の変動額合計	72,059	55,133
当期末残高	84,986	140,119
利益剰余金合計		
前期末残高	12,926	84,986
事業年度中の変動額		
剰余金の配当	-	-
当期純損失( )	72,059	55,133
事業年度中の変動額合計	72,059	55,133
当期末残高	84,986	140,119
株主資本合計		
前期末残高	143,324	127,265
事業年度中の変動額		
剰余金の配当	-	-
当期純損失( )	72,059	55,133
増資	56,000	-
事業年度中の変動額合計	16,059	55,133
当期末残高	127,265	72,131

純資産合計		
前期末残高	143,324	127,265
事業年度中の変動額		
剰余金の配当	-	-
当期純損失（ ）	72,059	55,133
増資	56,000	-
株主資本以外の項目の事業年度中の 変動額（純額）	-	-
事業年度中の変動額合計	16,059	55,133
当期末残高	127,265	72,131

## 重要な会計方針

項目	第5期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第6期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 資産の評価基準および 評価方法	投資有価証券 個別法による原価法	投資有価証券 同左
2 固定資産の減価償却の 方法	有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りで あります。 器具備品 4年～5年 (追加情報) 委託会社は、法人税法改正に伴い、 平成19年3月31日以前に取得した資 産については、改正前の法人税法に 基づく減価償却の方法の適用によ り取得価額の5%に到達した会計年 度の翌会計年度より、取得価額の 5%相当額と備忘価額との差額を5 年間にわたり均等償却し、減価償却 費に含めて計上しております。 この結果による損益への影響は軽 微です。  無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアに ついては、社内における利用可能期 間（5年）に基づいております。	有形固定資産  同左          無形固定資産  同左
3 外貨建の資産及び負債 の本邦通貨への換算 の基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直 物為替相場により円貨に換算し、換 算差額は損益として処理しており ます。	同左
4 繰延資産の償却方法	入会金 繰延資産として計上した入会金は、 譲渡不可能な権利金であるため資 産として繰延べ、法人税法に基づき 5年均等償却しております。	入会金  同左

5 引当金の計上基準	賞与引当金 賞与は、第5期より期末日に実績を決定して同日に支給することに変更しましたので、第6期の賞与金額を合理的に見積もることができないため、第5期末の賞与引当金は計上しておりません。	
6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税込方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

## 重要な会計方法の変更

第5期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第6期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(有形固定資産の減価償却の方法) 第5期より、法人税法の改正（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号及び法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号）に伴い、平成19年4月1日以降に取得したのものについて、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。この変更による損益に与える影響は軽微です。	

## 注記事項

(貸借対照表関係)

第5期 (平成20年3月31日現在)	第6期 (平成21年3月31日現在)
1. 有形固定資産の減価償却累計額 器具備品 1,258千円	1. 有形固定資産の減価償却累計額 器具備品 2,478千円

(損益計算書関係)

第5期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第6期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 営業収益 6,900千円	1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 営業収益 346千円
2. 役員報酬額の範囲額 取締役 年額 60,000千円 監査役 年額 5,000千円	2. 役員報酬額の範囲額 同左

(株主資本等変動計算書関係)

第5期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

平成19年3月28日に56,000千円増資を実行したことにより、資本金は180,000千円となり

ました。

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

第6期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

（有価証券関係）

第5期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

子会社株式および関係会社株式で時価のあるものは、ありません。

第6期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

子会社株式および関係会社株式で時価のあるものは、ありません。

（リース取引関係）

ありません。

（税効果会計関係）

項目	第5期	第6期
	（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
1 繰延税金資産 の発生 の主な 原因別の内訳	繰延税金資産（流動） 広告宣伝費 3,255千円 未払事業税 114千円 繰越欠損金 37,399千円 小計 40,769千円 評価性引当金 27,659千円 繰延税金資産 13,109千円  繰延税金資産（固定） 投資有価証券評価損 1,848千円 小計 1,848千円 評価性引当金 1,848千円 繰延税金資産 -	繰延税金資産（流動） 未払事業税 90千円 繰越欠損金 72,831千円 小計 72,922千円 評価性引当金 31,916千円 繰延税金資産 41,006千円  繰延税金資産（固定） 投資有価証券評価損 3,334千円 小計 3,334千円 評価性引当金 3,334千円 繰延税金資産 -

（関連当事者との取引）

第5期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

1 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

2 子会社等

属性	会社等の 名称	住所	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	ヒューミント・ オーバーシーズ・ リミテッド	ケイマン 諸島	5	資産管理 会社	100	なし	業務受託	投資一任 契約	6.900	営業 収益	



(注) 1 取引金額には消費税等は含んでおりません。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

管理報酬及び成功報酬については、一般的な契約条件を参考に価格およびその他の条件を決定しております。

情報提供料については当社と関連を有しない他の当事者の条件を参考に価格およびその他の条件を決定しております。

3 兄弟会社等

該当事項はありません。

第6期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

1 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

2 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	ヒューミント・ オーバーシーズ・ リミテッド	ケイマン 諸島	5	資産管理 会社	100	なし	業務受託	投資一任 契約	346	営業 収益	

(注) 1 取引金額には消費税等は含んでおりません。

2 取引条件および取引条件の決定方針等

管理報酬および成功報酬については、一般的な契約条件を参考に価格およびその他の条件を決定しております。

情報提供料については当社と関連を有しない他の当事者の条件を参考に価格およびその他の条件を決定しております。

3 兄弟会社等

該当事項はありません。

(開示対象特別目的会社関係)

1. 開示対象特別目的会社の概要および開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

委託会社では、ファンドの資産管理会社としてヒューミント・オーバーシーズ・リミテッド（以下「同社」という）を100%所有しております。

委託会社は、同社に対して投資一任契約を締結し、平成21年4月30日まで業務委託をして、同社から管理報酬および成功報酬を得ておりましたが、それ以降の取引は行っておりません。また業務委託においては、一般的な契約条件を参考に価格およびその他の条件を決定しており、また、情報提供料については委託会社と関連を有しない他の当事者の条件を参考に価格およびその他の条件を決定しておりました。直近決算であります平成21年1月末において、同社の資産総額は5,416千円、負債総額0円です。なお、同社は単なる資産管理会社であり、委託会社はその経営に対して影響を持っておらず、役員および従業員の派遣もありませんので、連結財務諸表の範囲に含めておりません。

2. 第5期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）における特別目的会社との取引金額等

会社等の 名称	主な取引の金額または 当会計年度末残高	主な損益	
		項目	金額
ヒューミント・ オーバーシーズ・ リミテッド	-	営業収益	6,900千円

## 2. 第6期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)における特別目的会社との取引金額等

会社等の 名称	主な取引の金額または 当会計年度末残高	主な損益	
		項目	金額
ヒューミント・ オーバーシーズ・ リミテッド	-	営業収益	346千円

## (1株当たり情報)

項目	第5期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第6期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	39,745円47銭	21,215円26銭
1株当たり当期純利益又は 当期純損失( )	22,504円65銭	16,215円62銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額については、潜在株式が存 在しないため記載しておりません。	同左

## (注) 1株当たり当期純資産額の算定上の基礎

項目	第5期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第6期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	127,265	72,131
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-	-
株式に係る期末の純資産額(千円)	127,265	72,131
期中平均株式数(株)	3,202	3,400

## (注) 1株当たり当期純利益及び当期純損失の算定上の基礎

項目	第5期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第6期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
損益計算書上の当期純利益又は 当期純損失( )(千円)	72,059	55,133
株主に帰属しない金額(千円)	-	-
株式に係る当期純利益又は当期純損失( )(千円)	72,059	55,133
期中平均株式数(株)	3,202	3,400

## (重要な後発事象)

第5期 (自平成19年4月1日至平成20年3月31日)	第6期 (自平成20年4月1日至平成21年3月31日)
	平成21年5月19日に国内有力投資家との間で、平成21年6月19日実施予定の第三者割当増資に合意いたしました。これにより、国内外有力投資家に普通株1,873株、総額9,300万円を割当てる予定です。

(追加情報)

第5期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第6期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(開示対象特別目的会社関係) 当事業年度より、「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」を適用して、「開示対象特別目的会社関係」において、注記を行っております。	
(別紙様式第十二号に則った財務諸表作成) 平成19年3月に投資信託委託業務認可を取得し、投資信託運用業務を平成19年7月より開始したことにより、当事業年度より、「金融商品取引業等に関する内閣府令第百七十二条第一項、第八十二条第一項」に定められた別紙様式第十二号に則った、財務諸表を作成しております。なお、これによる損益に与える影響はありません。	

[次へ](#)

## 中間財務諸表等

## (1)中間貸借対照表

		当中間会計期間末（平成21年9月30日 現在）		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)
<b>(資産の部)</b>				
流動資産				
1 現金及び預金			7,553	
2 有価証券			15,275	
3 前渡金			3,523	
4 立替金			1,865	
5 前払費用			369	
6 未収入金			656	
7 未収委託者報酬			658	
8 未収運用受託報酬			2,034	
9 未収有価証券利息			652	
10 預け金			10,145	
流動資産合計			42,729	48.2
固定資産				
1 有形固定資産	1		945	1.0
(1) 器具備品		945		
2 無形固定資産			1,322	1.5
(1) 電話加入権		52		
(2) ソフトウェア		1,269		
3 投資その他の資産			42,131	47.5
(1) 投資有価証券		39,464		
(2) 敷金		1,607		
(3) 差入保証金		1,060		
固定資産合計			44,399	50.0
繰延資産				
1 入会金			1,600	
繰延資産合計			1,600	1.8
資産合計			88,733	100.0
<b>(負債の部)</b>				
流動負債				
1 預り金			300	
2 未払金			235	
(1) 未払手数料		235		
3 未払費用			2,614	
4 未払配当金			1,088	
5 未払法人税等			465	
流動負債合計			4,704	5.3
負債合計			4,704	5.3
<b>(純資産の部)</b>				
株主資本				
1 資本金			230,000	259.2
2 資本剰余金			75,251	84.8
(1) 資本準備金		75,251		
3 利益剰余金			221,222	249.3
(1) その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		221,222		
株主資本合計			84,028	94.7

純資産合計		84,028	94.7
負債及び純資産合計		88,733	100.0

## (2)中間損益計算書

区分	注記 番号	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	
		金額(千円)	百分比 (%)
営業収益			
1 委託者報酬		12,428	67.0
2 運用受託報酬		6,126	33.0
営業収益合計		18,555	100.0
営業費用			
1 支払手数料		6,096	
2 広告宣伝費		68	
3 調査費		1,836	
4 委託計算費		6,708	
5 営業雑経費		2,935	
（1）通信費		179	
（2）協会費		898	
（3）印刷費		1,857	
営業費用合計		17,645	95.0
一般管理費			
1 給料		31,009	
（1）役員報酬	1	5,730	
（2）給料・手当		22,201	
（3）法定福利費		3,077	
2 旅費交通費		120	
3 租税公課		912	
4 不動産賃借料		1,607	
5 固定資産減価償却		525	
6 事務委託費		3,881	
7 その他一般管理費		1,434	
一般管理費合計		39,489	212.9
営業損失		38,579	207.9
営業外収益			
1 有価証券利息		725	
2 受取利息		2	
営業外収益合計		727	3.9
営業外費用			
1 為替差損		1,483	
2 繰延資産償却		600	
営業外費用合計		2,083	11.2
経常損失		39,936	215.2
特別損失			
投資有価証券売却損		15	
特別損失合計		15	0.0
税引前当期純損失		39,952	215.3
法人税、住民税及び事業税		145	0.8
法人税等調整額		41,006	220.9
当期純損失		81,103	437.0

## (3) 中間株主資本等変動計算書

	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
区分	金額(千円)
株主資本	
資本金	
前期末残高	180,000
当中間期変動額	
増資	50,000
当中間期変動額合計	50,000
当中間期末残高	230,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	32,251
当中間期変動額	
増資	43,000
当中間期変動額合計	43,000
当中間期末残高	75,251
資本剰余金合計	
前期末残高	32,251
当中間期変動額	
増資	43,000
当中間期変動額合計	43,000
当中間期末残高	75,251
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	140,119
当中間期変動額	
剰余金の配当	-
当中間期純損失( )	81,103
当中間期変動額合計	81,103
当中間期末残高	221,222
利益剰余金合計	
前期末残高	140,119
当中間期変動額	
剰余金の配当	-
当中間期純損失( )	81,103
当中間期変動額合計	81,103
当中間期末残高	221,222

株主資本合計	
前期末残高	72,131
当中間期変動額	
剰余金の配当	-
当中間期純損失（ ）	81,103
増資	93,000
当中間期変動額合計	11,896
当中間期末残高	84,028
純資産合計	
前期末残高	72,131
当中間期変動額	
剰余金の配当	-
当中間期純損失（ ）	81,103
増資	93,000
株主資本以外の項目の当中間期中の変動額（純額）	-
当中間期変動額合計	11,896
当中間期末残高	84,028

## (4)中間キャッシュ・フロー計算書

		当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
区分	注記 番号	金額(千円)
<b>営業活動による キャッシュ・フロー</b>		
1		税金等調整前当期純利益 39,952
2		減価償却費 525
3		繰延資産償却費 600
4		受取利息及び受取配当金 727
5		為替差損 1,483
6		有価証券売却損 15
7		預り金返却 14,000
8		その他流動資産の減少額 4,673
9		その他流動負債の増加額 1,436
		小計 55,292
1 1		利息及び配当金の受取額 727
1 2		法人税等の支払額及び未払額 512
		営業活動による キャッシュ・フロー 55,077
<b>投資活動による キャッシュ・フロー</b>		
1		投資有価証券の取得による支出 35,203
2		投資有価証券の売却による収入 6,572
		投資活動による キャッシュ・フロー 28,631
<b>財務活動による キャッシュ・フロー</b>		
1		株式の発行による収入 93,000

財務活動による キャッシュ・フロー		93,000
現金及び現金同等物に係る 換算差額		-
現金及び現金同等物 の増加額		9,291
現金及び現金同等物 の期首残高		13,537
現金及び現金同等物 の期末残高	1	22,828

## (中間財務諸表作成の基本となる重要な事項)

項目	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
1 資産の評価基準および評価 方法	投資有価証券 個別法による原価法
2 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りで あります。 器具備品 4年～5年  無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアに ついては、社内における利用可能期間 (5年)により償却しております。
3 外貨建の資産及び負債の本 邦通貨への換算の基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物 為替相場により円貨に換算し、換算差 額は損益として処理しております。
4 繰延資産の償却方法	入会金 繰延資産として計上した入会金は、譲 渡不可能な権利金であるため資産と して繰延べ、法人税法に基づき5年均 等償却しております。
5 その他財務諸表作成のため の基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。  (追加情報) 当期より課税対象会社となったため税 抜方式に変更しております。この変更 による影響は軽微です。

## (中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更)

当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
該当ありません。

## 注記事項

## (中間貸借対照表関係)



当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
1. 有形固定資産の減価償却累計額 器具備品      2,778千円

## (中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
1. 役員報酬額の範囲額 取締役 年額      60,000千円 監査役 年額      5,000千円

## (中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

平成21年7月23日に93,000千円増資を実行したことにより、資本金は230,000千円、資本準備金は75,251千円となりました。

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

## (中間キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係
(平成21年9月30日現在)
現金及び預金勘定              7,553千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金      - 千円
有価証券(CLF)              15,275千円
現金及び現金同等物              22,828千円
有価証券(CLF)は、JPモルガン キャッシュ・リクイ ディティ・ファンドで1週間以内に現金化可能で す。

## (有価証券関係)

当中間会計期間(平成21年9月30日)

子会社株式及び関係会社株式で時価のあるものは、ありません。

## (リース取引関係)

該当ありません。

## (税効果会計関係)

当中間会計期末において、繰越税金資産41,006千円を全額取り崩したため、注記すべき事項はありません。

## (関連当事者との取引)

当中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

- 1 親会社及び法人主要株主等  
該当事項はありません。
- 2 子会社等  
該当事項はありません。
- 3 兄弟会社等  
該当事項はありません。

## (開示対象特別目的会社関係)

## 1. 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

当社では、ファンドの資産管理会社としてヒューミント・オーバーシーズ・リミテッド（以下「同社」という）を100%所有しております。

当社は、同社に対して投資一任契約を締結し、平成20年4月30日まで業務委託をして、同社から管理報酬及び成功報酬を得ておりましたが、当中間期中に取引は行っておりません。また業務委託においては、一般的な契約条件を参考に価格及びその他の条件を決定しており、また、情報提供料については当社と関連を有しない他の当事者の条件を参考に価格及びその他の条件を決定しておりました。

直近決算であります平成21年1月末において、同社の資産総額は5,416千円、負債総額0円です。なお、同社は単なる資産管理会社であり、当社はその経営に対して影響を持っておらず、役員および従業員の派遣もありませんので、連結財務諸表の範囲に含めておりません。

2. 当中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)における特別目的会社との取引金額等  
該当事項ありません。

## (1株当たり情報)

項目	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
1株当たり純資産額	20,437円59銭
1株当たり当期純損失( )	19,726円06銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 1株当たり当期純資産額の算定上の基礎

項目	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	84,028
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-
株式に係る期末の純資産額(千円)	84,028
期中平均株式数(株)	4,111

(注) 1株当たり当期純利益及び当期純損失の算定上の基礎

項目	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
損益計算書上の当期純利益又は当期純損失( )(千円)	81,103
株主に帰属しない金額(千円)	-
株式に係る当期純利益又は当期純損失( )(千円)	81,103
期中平均株式数(株)	4,111

## (重要な後発事象)

該当ありません。

## 附属明細表

## (有価証券明細表)

銘柄		株式数、額面	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	トルコリラ債	350千トルコリラ	16,988
	国際復興開発銀行南亜ランド債	5,000千ランド	16,730
	ピーアイ技研	10株	217
	ヒューミント・オーバーシーズ・リミテッド	50,000株	5,527
	小計		39,464
計			39,464

## (有形固定資産等明細表)

(単位:千円)

資産の種類	前期末残高	当中間期 増加額	当中間期 減少額	当中間期末 残高	当中間期末 減価償却 累計額	当中間期償 却額	差引当中間 期末残高
有形固定資産							
器具備品	3,724	-	-	3,724	2,778	300	945
小計	3,724	-	-	3,724	2,778	300	945
無形固定資産							
ソフトウェア	1,494	-	-	1,494	-	224	1,269
電話加入権	52	-	-	52	-	-	52
小計	1,995	-	-	1,995	-	224	1,322
繰延資産							
入会金	2,200	-	-	2,200	-	600	1,600

小計	2,200	-	-	2,200	-	600	1,600
----	-------	---	---	-------	---	-----	-------

## (資本等明細表)

区分		前期末残高	当中間期 増加額	当中間期 減少額	当中間期末 残高
資本金(千円)		180,000	50,000	-	230,000
資本金のうち既発行株式	普通株式(株)	1,800	1,860	-	3,660
	普通株式(千円)	100,000	50,000	-	150,000
	優先株式(株)	1,600	-	-	1,600
	優先株式(千円)	80,000	-	-	80,000
	計(株)	3,400	-	-	5,260
	計(千円)	180,000	-	-	230,000
資本準備金及び その他資本剰余金	資本準備金 株式払込準備金(千円)	32,251	43,000	-	75,251
	計(千円)	32,251	43,000	-	75,251
利益準備金及び 任意積立金	(利益準備金)(千円)	-	-	-	-
	計(千円)	-	-	-	-

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)、

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)、

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下、およびにおいて同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 および に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

#### 第2【その他の関係法人の概況】

##### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

受託会社

名 称 住友信託銀行株式会社

資本金の額 342,037百万円（平成22年5月末現在）

事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考> 再信託受託会社の概要

名 称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額 51,000百万円（平成22年5月末現在）

事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

関係業務の概要 受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

販売会社

名 称	資本金の額 *	事業の内容
-----	---------	-------

安藤証券株式会社	2,280百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
----------	----------	---------------------------------

平成22年5月末現在

## 2【関係業務の概要】

### 受託会社

当ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、受益権の通知、信託財産の保管・管理、基準価額の計算等を行います。

### 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付ならびに収益分配金・償還金および一部解約金の支払い・再投資等に関する事務等を行います。

## 3【資本関係】

委託会社であるキャピタル アセットマネジメントと前記関係法人との間に資本関係はありません。

## 第3【その他】

1. 目論見書の表紙に委託会社の名称、所在地およびロゴ・マークを表示し、当ファンドの愛称、キャッチ・コピーおよび図案を採用し、当ファンドの基本的性格を記載することがあります。
2. 目論見書の表紙裏に金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載する場合があります。
3. 目論見書の巻末に用語解説等を掲載することがあります。
4. 第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の主要内容を要約し、「ファンドの概要」として、目論見書の冒頭に記載することがあります。
5. 目論見書に信託約款の全文を記載することがあります。
6. 目論見書は、電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
7. 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年6月5日

ヒューミント投資顧問株式会社  
取締役会 御中

ビーエー東京監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 若槻 明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、ヒューミント投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第6期事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに附属明細表（以下会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、附属明細表について監査の対象とした会計に関する部分は、附属明細表に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに附属明細表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに附属明細表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに附属明細表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに附属明細表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに附属明細表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに附属明細表に係る期間の財産及び損益の状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象に記載の通り、会社は平成21年6月19日に第三者割当増資を行うことを国内投資家との間で合意している。

ヒューミント投資顧問株式会社と当監査法人または指定社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

（注）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、当社が別途保管しております。

[次へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月18日

キャピタル・パートナーズ アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

ビーエー東京監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 若槻 明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているヒューミント投資顧問株式会社（現・キャピタル・パートナーズ アセットマネジメント株式会社）の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ヒューミント投資顧問株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

（注）上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、当社が別途保管しております。



## 独立監査人の監査報告書

平成20年 6 月 5 日

ヒューミント投資顧問株式会社  
取締役会 御中

ビーエー東京監査法人

指定社員 若槻 明 印  
公認会計士

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、ヒューミント投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第5期事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに附属明細表（以下会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、附属明細表について監査の対象とした会計に関する部分は、附属明細表に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに附属明細表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに附属明細表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに附属明細表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに附属明細表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに附属明細表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに附属明細表に係る期間の財産及び損益の状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ヒューミント投資顧問株式会社と当監査法人または指定社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

（注）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、当社が別途保管しております。